

大規模小売店舗立地法手続要綱

横 手 市
商工労働課

横手市大規模小売店舗立地法手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横手市（以下単に「市」という。）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の施行に関し、法に定める事務の適正かつ円滑な運用手続について必要な事項を定めるものとする。

(届出等の窓口)

第2条 法及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「法施行規則」という。）並びにこの要綱等に基づく届出又は報告の窓口は、市商工観光部商工労働課（以下「担当課」という。）とする。

(関係法令等に係る事前調整等)

第3条 法及び法施行規則等に基づき届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、法に基づく届出及び当該店舗設置に関係する他の法令等の所要の手続等が整合的かつ合理的に進められるよう、法に基づく届出前に関係行政機関と十分な連絡及び調整を図るよう努めるものとする。

(出店計画概要の説明)

第4条 市長は、届出者に対し、当該届出をする1月前までに出店計画の内容について大規模小売店舗出店計画概要書（様式第1号）により次の各号に掲げる関係機関に対し概要説明を行うよう協力を求めることができる。

- (1) 市関係機関（担当課のほか生活環境課、都市計画課、建設課、当該計画地を所管する地域局の地域課）
- (2) 横手警察署交通課
- (3) その他必要と認める機関

2 届出者は、概要説明を行うときは、日程等について関係機関と事前に十分調整するよう努めるものとする。

(写しの提出)

第5条 次の各号に掲げる届出は、写し（添付書類を含む。以下同じ。）を8部添えて提出するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出
- (2) 法第6条第2項の規定による届出。ただし、法第5条第1項第3号に掲げる事項の変更の場合は、3部とする。
- (3) 法第8条第7項の規定による届出
- (4) 法第9条第4項の規定による届出
- (5) 法附則第5条第1項の規定による届出

2 法第6条第1項の規定による届出は、写しを3部添えて提出するものとする。

る。

3 次の各号に掲げる届出は、写しを1部添えて提出するものとする。

- (1) 法第6条第5項の規定による届出
- (2) 法第11条第3項の規定による届出
(公告の方法)

第6条 次の各号に掲げる公告は、市の掲示場に掲示して行うものとする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- (2) 法第6条第6項の規定による公告
- (3) 法第8条第3項の規定による公告
- (4) 法第8条第6項の規定による公告
- (5) 法第9条第3項の規定による公告
(縦覧場所及び期間)

第7条 縦覧場所は担当課内とし、縦覧期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧 4ヶ月間
- (2) 法第8条第3項の規定による縦覧 1ヶ月間
- (3) 法第8条第6項の規定による縦覧 1ヶ月間
(説明会の開催等)

第8条 法第7条第1項の規定による説明会の開催方法等については、次の各号に掲げるとおりとし、説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、必要に応じ、開催予定日の1月前までに、開催方法等について市の意見を聴くことができる。

- (1) 説明会開催の周知範囲は、店舗面積が1,000㎡超3,000㎡未満の場合は計画地の半径1km圏内、店舗面積が3,000㎡以上の場合は計画地の半径2km圏内を含む範囲とする。
- (2) 説明会の開催回数は、原則として1回とするが、会場の規模等により必要と認める場合は、店舗面積が3,000㎡以上10,000㎡未満の場合で2回、10,000㎡以上の場合で3回とする。
- (3) 説明会の開催日は、土曜日又は日曜日（祝祭日を含む。）とする。ただし、午後6時以降に開催する等配慮する場合は、この限りでない。
- (4) 説明会の開催場所は、計画地の近くで相当な人数を収容できる施設とする。
- (5) 説明会開催の公告は、原則として時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載又はチラシの折り込みにより行うものとする。ただし、このほかに市長が適切と認める方法がある場合はこの限りでなく、複数の

方法により行うことを妨げない。

(6) 説明会開催者は、出店計画概要説明に使用した資料等に基づき大規模小売店舗周辺的生活環境の保持のために配慮することとした事項等について説明を行うこととする。

2 市長は、説明会開催者に対し、説明会開催後2週間以内に説明会実施状況報告書(様式第2号)を提出するよう依頼するものとする

3 説明会開催者は、法施行規則第13条第1項に定める事由により説明会を開催できない場合は、遅滞なく、説明会開催不能報告書(様式第3号)を市長に提出するとともに、同条第2項の方法で周知するものとする。

(掲示による説明会)

第9条 市長は、法施行規則第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めたときは、様式第4号により説明会開催者に対し、掲示による説明をする旨、通知するものとする。

2 法施行規則第11条第2項の規定による掲示は、大規模小売店舗変更計画概要書(様式第5号)により行うものとし、当該届出が法第6条第3項の規定に基づき縦覧に供されている間、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。

3 市長は、説明会開催者に対し、説明会実施状況報告書(様式第2号)に準じて、掲示を終了した日から2週間以内に掲示した状況を報告するよう依頼するものとする。

(住民からの意見聴取)

第10条 法第8条第2項の規定により意見を述べる者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

(1) 住所及び氏名又は名称

(2) 大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

(4) 意見の内容

(連絡会議の設置)

第11条 法の円滑な運用を図るため、別に定める設置要領に基づき関係機関による大規模小売店舗立地法庁内連絡会議を設置する。

(市の意見)

第12条 市長は、法第8条第4項の規定による意見の通知を様式第6号又は様式第7号により行うものとする。

(届出を変更しない旨の通知)

第13条 届出者は、前条の規定により市の意見が述べられた場合で、法第8条第7項の規定による届出を変更しない旨の通知を行う場合は、様式第8号

により行うものとする。

(市の勧告)

第14条 市長は、法第9条第1項に規定する勧告を行う場合は、様式第9号により行うものとする。

(公表の方法)

第15条 法第9条第7項に規定する公表は、市報への掲載及び報道機関への情報提供により行うものとする。

(法第14条の規定に基づく報告)

第16条 大規模小売店舗を設置する者又は大規模小売店舗において小売業を行う者は、法第14条の規定に基づく報告を求められた場合は、様式第10号により速やかに報告するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から適用する。